

## 岐阜県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県における第三者評価事業を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に関する認証の要件（以下「認証要件」という。）等を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、もって評価の普及・定着を図ることを目的とする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証要件は次の各号のとおりとする。

1 評価機関は次の各号に定める組織体制・規程等を整備すること。

- (1) 法人格を有すること。
  - (2) 福祉サービスを提供していないこと。
  - (3) 当該評価機関を構成する会員等のうち、福祉サービス事業者又は経営する者が半数を超えている場合には、当該評価機関は、評価決定を行う第三者からなる委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置すること。
  - (4) 前号に規定する評価決定委員会の委員は次に掲げる者であって、それぞれ2名以上の概ね同数によって構成されること。この場合において、当該委員には、評価決定委員会を設置する評価機関の代表者、理事、役員、その他の雇用関係にある者が含まれていないこと。
    - ア 福祉、医療、法律及び経営学等学識経験者
    - イ 社会福祉事業の経営者又は直接業務従事者
    - ウ 福祉サービス利用者又は県民
  - (5) 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
    - ア 次の(ア)又は(イ)に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること
      - (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会（以下「推進審議会」という。）が認める者
      - (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者で社会福祉施設での業務を3年以上経験している者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると推進審議会が認める者
    - イ 評価調査者は、推進審議会が実施する評価調査者養成研修を受講し、修了者名簿に登録されていること
    - ウ 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること
    - エ 一件の第三者評価には、2人以上（上記(ア)及び(イ)の双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること
  - (6) 事業内容等に関する透明性を確保するため以下の規程等を整備し、公開していること。
    - ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、上記(5)－ア－(ア)及び(イ)に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可とする。）
    - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む）
    - ウ 第三者評価の手法
    - エ 守秘義務に関する規程
    - オ 倫理規程
    - カ 料金表
    - キ 評価事業の実績
  - (7) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。
- 2 評価機関の第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いについては、推進審議会において定める第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果

の取扱いを満たすこと。

(推進審議会との関係)

第3条 評価機関は、推進審議会に対して次の各号に規定する報告、協力を行うこと。

- (1) 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに推進審議会に対し、第三者評価事業の実績等を明記した「現況報告書」を提出すること。
- (2) 評価機関は、推進審議会が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。
- (3) 評価機関は、推進審議会が定める様式により、評価結果を報告すること。また、評価機関は、報告した評価結果について、事業者の同意を得た評価結果については推進審議会が公表することを承諾すること。

(認証の申請)

第4条 認証の申請は、「認証申請書」に必要な書類を添付して行う。

(認証)

第5条 認証は、第2条に規定する認証要件をすべて満たしていることを要件とし、推進審議会において、評価機関の認証について審議し、可否を決定する。

(認証の通知)

第6条 推進審議会は、評価機関を認証したときは、「岐阜県福祉サービス第三者評価機関認証決定通知書」を交付する。

2 推進審議会は、評価機関を認証しないときは、「岐阜県福祉サービス第三者評価機関不認証決定通知書」を交付する。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は3年間とする。

(認証の更新)

第8条 評価機関の認証は更新することができる。この際、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織の行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

2 第4条から第7条の規定は、認証の更新について準用する。

3 第1項に規定する更新時研修を必ず受講しなければならない評価機関が、認証の有効期限までにその属する年度における更新時研修を修了していない場合にあっては、推進審議会は、当該更新時研修を修了することを条件に認証を更新することができる。

(変更の届け出)

第9条 評価機関は、第4条に規定する申請書に記載する事項又は申請書に添付した書類などの内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から30日以内に「申請内容変更届」に必要な書類を添付し、変更を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第10条 評価機関は、「認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第11条 推進審議会は、認証した評価機関が以下の各号のいずれかに該当した場合、調査・審議し、必要があると認めるときは認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認証要件のいずれか一つが欠けた場合
  - (2) 一定期間事業実績がない場合
  - (3) 第3条に規定する定期的な事業報告又は推進審議会への協力を行わなかった場合
  - (4) 第8条第3項に基づき認証を更新した場合において、その条件に違反した場合
  - (5) 以下の不正な行為が行われた場合
    - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること
    - イ 守秘義務に違反すること
    - ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
    - エ 法令に違反すること
    - オ その他社会通念上不正な行為と認められる行為
- 2 推進審議会は、評価機関の認証を取り消したときは、「岐阜県福祉サービス第三者評価機関取消通知書」を交付する。

(異議申立)

第12条 第6条第2項及び第11条第2項による処分に対し、不服がある場合には、処分を受けた評価機関は通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面により異議を申し立てることができる。

2 推進審議会は、前項の規定による異議申立書を受理した場合は、再度調査審議し、結果を通知しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、実施要領に別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 岐阜県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

(法人格)

第1条 要綱第2条第1項第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人をいい、法人の形態は問わない。

(福祉サービス)

第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）
- (2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべての事業

(評価調査者の業務、資格)

第3条 要綱第2条第1項第5号アに規定する「(ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会（以下「推進審議会」という。）が認める者」及び「(イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者で社会福祉施設での業務を3年以上経験している者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると推進審議会が認める者」とは、次に掲げる各号において、いずれかの要件を満たすものをいう。

- (1) 「(ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると推進審議会が認める者」

ア 社会福祉法人の役員、社会福祉施設長・副施設長、社協事務局長（いずれも退職者を含む）であって、組織運管理業務を3年以上経験している者

イ 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長（いずれも退職者を含む）であって、組織運管理業務を3年以上経験している者

ウ 従業員20名以上の民間企業事業所経営者（退職者を含む）であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者

エ 公認会計士、税理士、社会保険労務士のいずれかの資格を有し、当該業務を3年以上経験している者。

オ ア、イ、ウ、エのいずれかも経験年数が3年未満であるが、他と合算すると3年以上の経験を満たす場合でア、イ、ウ又はエと同等の能力に相当すると認める者

- (2) 「(イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者で社会福祉施設での業務を3年以上経験している者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると推進審議会が認める者」

ア 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士のいずれかの資格を有し、社会福祉施設での業務を3年以上経験している者。（ここでいう社会福祉施設とは、社会福祉法及び介護保険法に定めるもののほか、小規模作業所等の事業所も含む。）

イ 福祉・医療・保健分野の大学・短期大学・専門学校で常勤教員、非常勤講師、助手として3年以上教育・研究に専念している者。

ウ 行政・社協・非営利団体又は民間企業の常勤職員で福祉分野において、5年以上業務経験（福祉施設の指導検査業務、苦情対応等福祉相談業務、福祉情報誌等の発行業務、介護保険事業計画・地域福祉計画等計画策定業務、調査研究・情報提供業務<調査書作成業務まで含む>）を有し、かつ、業務を通じて福祉サービス現場において調査・訪問や実地研修など現場での経験が豊富であり、熟知している者で、ア又はイと同等の能力に相当すると認める者

(開示)

第4条 要綱第2条第1項第6号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所

在地に書類を備え置き、誰もが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

附 則

この要領は、平成16年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。